

健生食輸発0515第1号
令和8年5月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘のヘキサコナゾール、中国産にんにくのベンフラカルブ及びブロッコリーのプロシミドン、南アフリカ共和国産落花生及びその加工品の総アフラトキシン並びにラオス産ハトムギの総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年5月11日付け健生食輸発0511第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘、中国産にんにく及びブロッコリー、南アフリカ共和国産落花生及びその加工品並びにラオス産ハトムギについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘキサコナゾール
- ・中国産にんにく及びその加工品(簡易な加工に限る。)のベンフラカルブ
- ・中国産ブロッコリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロシミドン
- ・南アフリカ共和国産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン
- ・ラオス産ハトムギの総アフラトキシン

2. 別表第3から削除

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘキサコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BANKE BIHARI BUILDTECH PRIVATE LIMITED」であるものに限る。)